



スマートウッド森林管理年次監査報告書

事業体名： 山 梨 県
(森林環境部県有林課)

所定監査年次：2004 年

SW-FM/COC-246

1. 公開概要

森林施業体(山梨県)への注：認証事業体(山梨県)の公開概要がセクション 1.0 の付録として添付され、スマートウッドのホームページに掲載される。

1.1 監査経過

A. 所定監査年次：2004 年

B. 監査日時：2003 年 11 月 18~20 日

C. 監査チーム

チームリーダー：ジェフリー・ヘイワード(Jeffery Hayward)氏。氏はレインフォレスト・アライアンスのスマートウッド・プログラムのアジア太平洋地域マネージャーであり、林学修士(カナダ、ブリティッシュコロンビア大学)、及びラテンアメリカ開発学・林学学士(アメリカ、ワシントン大学)を取得している。氏は、スマートウッドの指導的な監査員であり、アジア太平洋地域における同プログラムの認証活動を指揮している。現在まで 20 年以上にわたり、氏は、森林管理本審査、事前審査及び/又は監査；60 件以上の COC 審査及び/又は監査を行い；アメリカ、マレーシア、日本及びフィジーにおける審査員訓練コースのインストラクターを務めてきた。レインフォレスト・アライアンスに勤務する前は、カナダのブリティッシュコロンビア州森林省及びブリティッシュコロンビア大学アレックス・フレーザー研究林において造林学及び生態学に関する研究に従事した。オレゴン州では、アメリカ連邦政府土地管理局において森林資源調査及び木材販売行政に従事した。氏は、3 年間、グアテマラにおいて米平和部隊の地域森林官を務め、アグロフォレストリー及び天然資源保全プログラムの中で、技術普及活動を行った。氏は、ブリティッシュコロンビア州森林省、FSC 及び国際環境開発研究所(IIED)の私的林業コンサルタントである。森林認証及び森林造成についての研究に関する出版物がある。

生態：有光一登博士。氏は京都大学農学部において博士号を修得した。氏は 1959 年から 1993 年まで研究員として森林総合研究所に勤務し、その間氏は土壌調査部 (Soil Survey Section) の主任、森林総合研究所関西支所の所長、企画調整部 (Planning and Coordination) 及び森林環境部の部長として活動した。1993 年から 1999 年には高知大学農学部林学科教授として教務にあたった。また 1999 年以来、ハイタルカルチャ株式会社の技術顧問として勤務している。2000 年には樋原森林組合、2002 年には山梨県県有林、2003 年には龍神村森林組合のスマートウッド森林管理認証の審査員として参加した。山梨県県有林の年次監査の直前には、樋原森林組合のスマートウッド年次監査チームに参加した。更に現在、日本森林立地学会の会長としても活動している。

D. 監査概観

今回は山梨県にとって最初の年次監査であった。県は 2003 年 4 月に認証されたが、県が FSC 認証丸太の販売に取り組むことを計画したため、監査は約 4 ヶ月早く予定され、スマートウッドは、COC システムの設定に直接関係する条件を審査することになった。当該監査では、認証後 1 年以内に満たさなければならない 5 つの条件を審査する必要があった。更に、監査の目的には、FSC の原則と規準を引き続いで遵守していること、当初の審査において視察しなかった現地及び区域を審査すること、進行状況及び改善状況をモニタリングすること、森林作業者及び請負業者に面談すること、及び認証書所持者の潜在的な問題について解決を図ることが含まれていた。

当該監査では、丸 3 日間で現場・事務所検査、書類審査、面談及び会合を可能にするよう予定が組まれた。監査対象の現地は、当初審査以降の管理活動又は改善事項のうち代表的な箇所が選択された。木材市場の状況により、伐採活動は大抵、保育間伐又は収穫間伐であり、監査のために現地視察した箇所は主にそれらの作業が行われていた。

2003 年 11 月 18 日

監査は、2003 年 11 月 18 日午前 8 時 30 分に、山梨県の本庁舎において開始された。表敬を含めスマートウッドとの最初の会合において、山梨県の幹部は FSC 認証に対する責務を認識し、森林管理の意図及びその活動を公衆に周知させることを確約した。県は、認証に付された条件を全てに亘って完全に満たすという目標を確認した。山梨県は、付された条件の各々に取り組むために行っている活動概要を、スマートウッドに提出した。監査員は、各々の条件に関連する全ての書類を審査し、県職員に質問を行った。

午後、監査チームと県職員は、公売により丸太を販売するため山梨県が利用している 3 つの原木市場のうち、1 つの検査を行った。当原木市場は甲府事業区の玉穂町に位置しており、最近収穫間伐が行われた塩山事業区 37 林班で生産された丸太がはい積みされていた。はい積みされた複数の丸太は、認証材であることを表示するため FSC プラスチックテープが使用されており、一方単木販売の丸太には、FSC の刻印が一つ打たれていた。原木市場では、送り状(invoices)の使用や出荷材証明(shipping documents)の作成が既に開始されており、それぞれ丸太を運搬する請負業者、丸太を受け取る職員及び公売での販売者と買受業者が表示されている。

原木市場の検査後、監査チームと県職員は、県による森林の多面的価値の管理が実践されている森林特にレクレーション・公衆利用が行われている森林、及び病害虫規制・管理、例えばマツクイムシ被害の区域、シカやカモシカの食害を受ける幼齢木の農薬を使用しない効果的な保護策についての比較調査が行われている区域の森林について、現

場検査を行った。

2003年11月19日

監査チームは南アルプス市に集合し、下記の現地視察リストに示されているように、鰐沢事業区内の現場サイトを視察した。1日中、現場作業の検査に費やした。

2003年11月20日

午前中、監査チームは塩山事業区の作業現場を視察した。午後、監査チームは山梨県幹部と会合し、スマートウッドは、各々の条件に関連する調査結果の概要を述べた。

今回監査対象となった全ての条件は、結着又は適応(対応中)と考えられる。

E. 観察サイト

非森林サイト

1. 山梨県森林環境部長室
2. 山梨県森林環境部県有林課
3. 山梨県森林組合連合会事務所
4. 山梨県森林組合連合会原木市場(木材共販所)
5. 富士川木材共販所事務所
6. 富士川原木市場(木材共販所)

事業実行中の森林サイト

1. 甲府事業区県有林 41 林班・タ小班、保健休養森林
2. 甲府事業区県有林 41 林班タ小班、くん蒸剤の施用
3. 甲府事業区県有林 42 林班い・1 小班、保育間伐、33 年生ヒノキ林分
4. 甲府事業区県有林 45 林班は小班 1、2、ヒノキ植栽木防護具施用(ヘキサチューブ)
5. 鰐沢事業区県有林 190 林班る・10 小班、107 年生長伐期施業林(石合の森)、収穫間伐が 1999 年に実施された。及び周辺の河畔林
6. 鰐沢事業区県有林 192 林班ろ 1 小班、27 年生ヒノキ林分、1998 年に保育間伐が実施された。この冬に枝打ちが実施される予定
7. 鰐沢事業区県有林 192 林班ろ 2 小班、53 年生ヒノキ林分、昨年収穫間伐が実施された。
8. 鰐沢事業区県有林 191 林班は 6 小班、ヘリコプター集材土場
9. 鰐沢事業区県有林 191 林班い 3 小班、54 年生ヒノキ林分、収穫間伐
10. 鰐沢事業区県有林 166 林班ろ 13 小班、ヒノキ・広葉樹複層林、シカ忌避剤施用
11. 塩山事業区県有林 122 林班い 2 小班 2003 年植栽ヒノキ林分

12. 塩山事業区県有林 122 林班い 13 小班 5 年生ヒノキ林分、シカ忌避材施用

F. 面談者：

省略

G. 調査文書

1. 山梨県有林の概要
2. 山梨県有林 2001 年、2002 年及び 2003 年の伐採実績
3. 恩賜県有財産特別会計決算及び予算
4. スマートウッド認証条件への対応方針
5. 県有林計画作成のための調査期間中における RTE 種確認マニュアル
6. 県有林施業における農薬使用マニュアル
7. 山梨森林・林業活性化計画樹立スケジュール
8. 山梨森林・林業活性化計画の概要
9. 山梨県林業関連産業振興プロジェクトの概要
10. 原木市場における FSC 認証材に対するラベル取り扱いマニュアル
11. 出荷材送り状(インボイス)の見本

12. FSC 認証材出荷証明書
13. はい積みされた FSC 認証材に対するロゴ入りテープ及び FSC 認証単木材に対する刻印、FSC/SW 取得を宣伝するための展示木製品への説明シール
14. FSC 認証森林管理を説明しているパンフレット
15. 山梨県有林で使用されている農薬一覧
16. 2003 年 7 月開催の県有林関係職員研修に使用されたマニュアル

1.2 監査結果総論及び結論

山梨県有林の森林管理は、高度に発達した組織により実施されている。県本庁及び 6 つの地区事務所の林務職員並びに森林総合研究所の研究者は、FSC 原則と規準の遵守・続行を図るため共同で努力を重ねてきた。同関係者は森林施業マニュアル及びチェックリストを学習するための研修会を開催し、第 1 年次ばかりでなく 2 年次以降の認証付帯条件にも対応する上で、進歩があった。山梨県は RTE 種及び農薬使用に関する条件については、既に要件を満たした。山梨県は、環境影響評価マニュアル(条件 1)、ランドスケープレベルの管理計画(条件 6)及び森林資源モニタリング計画(条件 11)を作成する手法についての調査を開始している。

山梨県は RTE 種の特定・保護に関する方法書を作成したが、施業地で RTE 種を調査・特定することは困難であろう。何故なら、大抵の施業地は高密度の人工林であり、RTE 種を殆ど発見することができないからである。

森林作業員と請負業者は、山梨県職員による指導を通じて FSC 原則と規準についての情報を得てきた。同作業員等は、訓練コースに参加し、特に渓流・河畔帯に沿った森林施業について指示を受けている。また同作業員等は林業機械や農薬の取り扱いについての訓練コースを受講している。また、FSC 原則と規準に矛盾しない森林施業を承知している。

山梨県は、ネット及びヘキサチューブのような植栽木防護具を使用しており、農薬の使用を減少させることに貢献している。

山梨県はヘリコプター集材を実施しており、そのことにより、集・運材による林地表面への環境的影響を減少させている。

全ての施業地において、関係する請負業者は河畔帯における作業に関する明確な指示に従っていた。伐操作業員は、渓流帯の伐倒木及び残材を取り除くこと、先ず第一に河畔帯における伐採や当該物の放置を避けることを承知していた。

RTE 種に関して、調査・特定することはまだ困難であろう。施業地の大部分は、僅少の灌木層しか有しない密度の高い人工林であり、RTE 種の可能性のある植物種は殆ど存在しない。

山梨県職員と請負業者は、FSC 原則と規準に沿う管理システムに矛盾しない森林施業について、確固とした認識を有している。

山梨県は、特に 2 年次、3 年次に審査されるモニタリング及び評価手続きは、達成するのに困難を伴う最大の難関であることを認識している。

昨年の認証審査以降、職員、土地基盤、施業密度又は方針についての顕著な変化は生じていない。

監査員は、山梨県有林の森林施業は認証に値する活動であり、認証付帯条件に適切に取り組んでいるということを示す行動を、観察した。

1.3 条件への対応及び是正措置の要請

A. 従前に付された条件への対応状況の概要と是正措置の要請

結着一条件 3、8、9、及び 16

適合/対応中一条件 11

B. 今回の監査において付された新規の是正措置要請

今回の監査では、新規の是正措置要請はなされなかった。

——以上は年次監査の公開概要——